

広島県告示第百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十五条第一項の規定によつて、生活保護法による施術を担当する機関として、次のものを指定した。

令和八年二月十九日

広島県知事 横田 美香

氏名	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地		
山本 桂子	フレアス在宅マツ サージ福山施術所	福山市引野町五 丁目三番二〇号 サニーハイツ三 〇一号室	あんまマツ サージ指圧	令和八年一月 二〇日
山本 桂子	フレアス在宅マツ サージ福山施術所	福山市引野町五 丁目三番二〇号 サニーハイツ三 〇一号室	はり・きゆう	令和八年一月 二〇日